

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について

令和 7 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 11 月 7 日（金）までの間、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、本意見募集に対して、12 件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示」を、令和 7 年 12 月 12 日に公布・施行することとなりましたのでお知らせします。

なお、告示を定めるに当たり、案を意見募集に付した後、別添の箇所について技術的修正を施しています。

御意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

修正箇所	修正後	修正前
改正後欄 5－5－2 (※2)	(※2) 法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供元の利用目的と提供先 <u>の</u> 利用目的との関連性をいう。	(※2) 法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供元の利用目的と提供先 <u>における</u> 利用目的との関連性をいう。
改正後欄 5－5－2 (※4)	(※4) <u>利用目的以外の目的（法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供先の利用目的をいう。）</u> である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。	(※4) <u>利用目的以外の目的</u> である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。